

(趣旨)

第 1 条 この規則は、南相馬市労働福祉会館条例(平成 18 年南相馬市条例第 152 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用手続)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の規定により、南相馬市労働福祉会館(以下「会館」という。)の利用許可を受けようとする者は、労働福祉会館利用許可申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)を指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指令管理者をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

2 前項の利用の申込みは、利用しようとする日の 3 月前から受け付けるものとする。

3 指定管理者は、会館の利用を許可したときは、労働福祉会館利用許可書(様式第 2 号)を交付するものとする。

4 第 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合で、会館の運営上支障がないと指定管理者が認めたときは、第 2 項に定める期間の前においても利用の申請をすることができる。

(1) 市又は指定管理者が、主催又は共催する事業で利用するとき。

(2) その他指定管理者が特に認めるとき。

(利用許可の順序)

第 3 条 会館の利用許可は、申請書が受理された順序によるものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用の取消し又は変更の手続)

第 4 条 会館の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、その利用を取り消し、又は変更しようとするときは、遅滞なく労働福祉会館利用(取消・変更)申請書(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請を承認したときは、労働福祉会館利用(取消・変更)承認書(様式第 4 号)を交付するものとする。

(利用料金の納入)

第 5 条 条例第 23 条に規定する利用料金は、利用許可を受けると同時に納入しなければならない。利用許可を受けた後に利用の内容を変更し、利用料金を追加納入する場合も同様とする。

(利用料金の減免及びその手続)

第 6 条 条例第 25 条の規定による利用料金の減額又は免除は、次に掲げるところによる。

(1) 市又は公共団体がその事業に利用するとき 全額

(2) 国又は地方公共団体がその事業に利用するとき 全額

(3) 市が後援し、協賛する事業又は公益労働福祉団体がその事業に利用するとき 5 割

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき 市長が定める額

2 前項の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、第 2 条第 1 項の申請書を提出する際に、併せて南相馬市労働福祉会館利用料金減免申請書(第 5 号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の返還)

第 7 条 条例第 26 条ただし書の規定により利用料金の全部又は一部の返還を受けようとする者は、労働福祉会館利用料金返還申請書(様式第 5 号)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用許可の取消し等)

第 8 条 指定管理者は、条例第 10 条の規定により利用の条件を変更し、又は停止させ、若しくは許可を取り消したときは、労働福祉会館利用(条件変更・停止・取消)通知書(様式第 6 号)により使用者に通知するものとする。ただし、緊急を要すると認められる場合は、口頭でこれに代えることができる。

(損失又は滅失の届出)

第 9 条 利用者は、会館の施設又は設備を損傷し、若しくは滅失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出て指示を受けなければならない。

(利用時間及び利用後の整理)

第 10 条 会館の利用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとし、利用者は、会館の使用を終了したときは、速やかに清掃を行い施設等を原状に回復しなければならない。

(指定管理者の立入り)

第 11 条 利用者は、指定管理者が管理上の必要により入室を要求したときは、これを拒むことが出来ない。

(公募に明示する事項)

第 12 条 市長は、条例第 14 条の規定により指定管理者の公募を行う場合は、次に掲げる事項をあらかじめ明示するものとする。

- (1) 会館の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準
- (3) 指定管理者が行う業務の範囲及び具体的内容
- (4) 指定の期間
- (5) 利用料金に関する事項
- (6) 指定管理料に関する事項
- (7) 申請者の資格要件
- (8) 申請方法及び選定の基準
- (9) その他市長が必要と認める事項

(指定申請書の提出等)

第 13 条 条例第 16 条第 1 項の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、指定管理者指定申請書(第 8 号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- (4) 団体の経営状況等を説明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(選定結果の通知)

第 14 条 市長は、条例第 16 条の規定により、指定管理者の候補者を選定したときは、速やかに選定結果を申請者に通知しなければならない。

(協定書に定める事項)

第 15 条 条例第 19 条の規定により協定で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定の期間に関する事項
- (2) 会館の管理に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 市が支払うべき管理の費用に関する事項
- (5) 事業報告書に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理の業務に関し保有する情報の公開に関する事項
- (8) その他、市長が必要と認める事項

(市長による管理)

第 16 条 第 2 条から第 9 条まで及び第 11 条並びに第 1 号様式、第 5 号様式及び第 6 号様式の規定は、指定管理者に代わって、市長が会館の管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第 2 条第 4 項第 1 号を除く第 2 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第 4 項第 1 号中「市又は指定管理者」とあるのは「市」と、第 3 条及び第 4 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第 6 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「南相馬市労働福祉会館利用料金減免申請書」とあるのは「南相馬市館利用料金返還申請書」とあるのは「南相馬市労働福祉会館使用料返還申請書」と、第 8 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第 9 条中「市長及び指定管理者」とあるのは「市長」と、第 11 条中「指定管理者」とあるのは「職員」と、第 5 号様式中「南相馬市労働福祉会館利用料金減免申請書」とあるのは「南相馬市労働福祉会館使用料減免申請書」と、第 6 号様式中「南相馬市労働福祉会館利用料金還付申請書」とあるのは「南相馬市労働福祉会館使用料還付申請書」と読み替えるものとする。

(その他)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の原町市労働福祉会館条例施行規則(平成 13 年原町市規則第 1 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。